

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成28年1月29日

埼玉県公安委員会委員長 阿部 理一郎

埼玉県公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正
する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年埼玉県公安
委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「午前1時まで」を「午前零時以後」に改め、同条中「公安委員会規則」
を「埼玉県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）」に改める。

第3条の見出しを「（風俗営業等の騒音の数値を定める地域）」に改める。

第5条の見出しを「（条例別表に係る地域）」に改め、同条第1項中「第2条第1項第7号
及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に
次の2条を加える。

（特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域）

第5条 条例第10条の5第1号に規定する公安委員会規則で定める地域は、第2条に規定す
る地域とする。

（風俗環境保全協議会を設置する地域）

第6条 条例第13条に規定する公安委員会規則で定める地域は、第2条に規定する地域とす
る。

別表中「第5条」を「第7条」に

1 新座市あたご3丁目266番、267番、286番から290番まで、292番、296番か
ら298番まで、364番から366番まで、369番から372番まで、375番、376番、
379番、380番、385番から389番まで、1895番から1897番まで、1899番、1902
番及び1906番の地域

を

」

「
1 新座市あたご3丁目266番1-1、266番3から6まで、57、58、63から75
まで、267番、286番から289番まで、290番1、292番1、296番から298番ま
で、364番、366番、369番から372番まで、375番、376番、379番、380番、385
番、386番、388番、389番並びに1895番の地域

」

に

改める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。